

○ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年十二月二十一日 条例第三十四号）

改正案		現行	
<p>第一条（略） （市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条（略）</p>			
事務	市町	事務	市町
<p>十七の三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受付</p> <p>(2) 法第七条第一項の規定によるばい煙発生施設となったことの届出の受付</p> <p>(3) 法第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(4) 法第九条の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用方法並びにばい煙の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(5) 法第十条第二項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設等の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>(6) 法第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等及びばい煙発生施設等の使用廃止の届出の受付</p> <p>(7) 法第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設等の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(8) 法第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造及び使用方法並びにばい煙の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(9) 法第十七条第二項の規定による事故時の通報の受付</p> <p>(10) 法第十七条第三項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(11) 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受付</p> <p>(12) 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の変更の届出の受付</p> <p>(13) 法第十八条の二第一項の規定による一般粉じん発生施設となったことの届出の受付</p> <p>(14) 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設の基準適合命令及び施設の使用の一時停止命令</p> <p>(15) 法第十八条の六第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受付</p> <p>(16) 法第十八条の六第三項の規定による特定粉じん発生施設の変更の届出の受付</p> <p>(17) 法第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設となったことの届出の受付</p>	三次市		

<p>(18) <u>法第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造及び使用方法並びに特定粉じんの処理方法等に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</u></p> <p>(19) <u>法第十八条の十一の規定による特定粉じん発生施設の構造及び使用方法並びに特定粉じんの処理方法等の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</u></p> <p>(20) <u>法第十八条の十五第一項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の事前届出の受付</u></p> <p>(21) <u>法第十八条の十五第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の同条第一項ただし書の場合における届出の受付</u></p> <p>(22) <u>法第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</u></p> <p>(23) <u>法第十八条の十八の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令</u></p> <p>(24) <u>法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（揮発性有機化合物排出施設に係るもの及び法第二十三条第二項の規定による権限の行使に係るものを除く。）</u></p> <p>(25) <u>法第二十七条第三項の規定による電気事業法等の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付（揮発性有機化合物排出施設に係るものを除く。（26）から（29）までにおいて同じ。）</u></p> <p>(26) <u>法第二十七条第四項の規定による電気事業法等の規定による措置の要請</u></p> <p>(27) <u>法第二十七条第五項の規定による電気事業法等の規定による措置の内容の通知の受付</u></p> <p>(28) <u>法第二十七条第六項の規定によるばい煙発生施設の改善命令等をしようとするときの協議</u></p> <p>(29) <u>法第二十八条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</u></p>				
<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>竹原市、<u>三原市</u>、<u>尾道市</u>及び三次市((1)から(31)まで及び(33)から(39)までに掲げるものについては三次市に限るものとし、竹原市、<u>三原市</u>及び<u>尾道市</u>にあつては、(32)に掲げるものについては産業廃棄物に係るものに限る。)</p>		<p>二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの並びに法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (略)</p>	<p>竹原市及び三次市((1)から(31)まで及び(33)から(39)までに掲げるものについては三次市に限るものとし、<u>竹原市</u>にあつては、(32)に掲げるものについては産業廃棄物に係るものに限る。)</p>

<p>二十の三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受付</p> <p>(2) 法第五条第二項の規定による有害物質使用特定施設の設置の届出の受付</p> <p>(3) 法第六条第一項の規定による特定施設となったことの届出の受付</p> <p>(4) 法第七条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(5) 法第八条の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(6) 法第九条第二項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>(7) 法第十条の規定による氏名の変更等及び特定施設の使用廃止の届出の受付</p> <p>(8) 法第十一条第三項の規定による特定施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(9) 法第十三条第一項の規定による排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び排出水の排出の一時停止命令</p> <p>(10) 法第十三条の二第一項の規定による特定地下浸透水を浸透させるおそれがある場合の特定施設の構造及び使用方法並びに汚水等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用及び特定地下浸透水の浸透の一時停止命令</p> <p>(11) 法第十四条の二第一項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(12) 法第十四条の二第二項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付</p> <p>(13) 法第十四条の二第三項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(14) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(15) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場の設置者であった者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(16) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令</p> <p>(17) 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(18) 法第二十三条第三項の規定による鉱山保安法又は電気事業法の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(19) 法第二十三条第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</p> <p>(20) 法第二十三条第五項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(21) 法第二十三条第六項の規定による特定施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(22) 法第二十四条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>三次市</p>			
<p>二十の四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第三条第三項(法第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公害防止統括者等の選任等の届出の受付</p>	<p>三次市</p>			

<p>(2) 法第六条の二第二項の規定による特定事業者の地位の承継の届出の受付</p> <p>(3) 法第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令</p> <p>(4) 法第十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>				
<p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理</p> <p>(2) 法第五条第二項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告</p> <p>(3) 法第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知</p> <p>(4) 法第七条第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による設置後等の水質検査実施報告の受付</p> <p>(5) 法第七条の二第一項の規定による設置後等の水質検査についての指導及び助言</p> <p>(6) 法第七条の二第二項の規定による設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>(7) 法第七条の二第三項の規定による設置後等の水質検査についての措置命令</p> <p>(8) 法第十条の二第一項から第三項までの規定による報告書の受付</p> <p>(9) 法第十一条の二の規定による廃止の届出の受付</p> <p>(10) 法第十二条第一項の規定による助言、指導又は勧告</p> <p>(11) 法第十二条第二項の規定による改善命令又は使用停止命令</p> <p>(12) 法第十二条の二第一項の規定による水質の定期検査についての指導及び助言</p> <p>(13) 法第十二条の二第二項の規定による水質の定期検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>(14) 法第十二条の二第三項の規定による水質の定期検査についての措置命令</p> <p>(15) 法第五十三条第一項の規定による報告徴収(浄化槽工業者に係るものを除く。(16)において同じ。)</p> <p>(16) 法第五十三条第二項の規定による立入検査及び質問</p>	<p>竹原市、尾道市、三次市及び大崎上島町</p>		<p>二十一の四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び法の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理</p> <p>(2) 法第五条第二項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告</p> <p>(3) 法第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知</p> <p>(4) 法第七条第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による設置後等の水質検査実施報告の受付</p> <p>(5) 法第七条の二第一項の規定による設置後等の水質検査についての指導及び助言</p> <p>(6) 法第七条の二第二項の規定による設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>(7) 法第七条の二第三項の規定による設置後等の水質検査についての措置命令</p> <p>(8) 法第十条の二第一項から第三項までの規定による報告書の受付</p> <p>(9) 法第十一条の二の規定による廃止の届出の受付</p> <p>(10) 法第十二条第一項の規定による助言、指導又は勧告</p> <p>(11) 法第十二条第二項の規定による改善命令又は使用停止命令</p> <p>(12) 法第十二条の二第一項の規定による水質の定期検査についての指導及び助言</p> <p>(13) 法第十二条の二第二項の規定による水質の定期検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>(14) 法第十二条の二第三項の規定による水質の定期検査についての措置命令</p> <p>(15) 法第五十三条第一項の規定による報告徴収(浄化槽工業者に係るものを除く。(16)において同じ。)</p> <p>(16) 法第五十三条第二項の規定による立入検査及び質問</p>	<p>竹原市、三次市及び大崎上島町</p>
<p>二十三の二 <u>ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第十二条第一項の規定による特定施設の設置の届出の受付</u></p> <p>(2) <u>法第十三条第一項の規定による特定施設となったことの届出の受付</u></p> <p>(3) <u>法第十三条第二項の規定による大気基準適用施設又は水質基準対象施設となったことの届出の受付</u></p> <p>(4) <u>法第十四条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受付</u></p> <p>(5) <u>法第十五条の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに発生ガス等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</u></p> <p>(6) <u>法第十七条第二項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</u></p> <p>(7) 法第十八条の規定による氏名の変更等の届出の受付</p>	<p>三次市</p>			

<p>(8) <u>法第十九条第三項の規定による特定施設届出者の地位の継承の届出の受付</u></p> <p>(9) <u>法第二十二條第一項の規定による特定施設の構造及び使用方法並びに発生ガス等の処理方法の改善命令並びに特定施設の使用の一時停止命令</u></p> <p>(10) <u>法第二十三條第二項の規定による事故時の通報の受付</u></p> <p>(11) <u>法第二十三條第三項の規定による事故時の措置命令</u></p> <p>(12) <u>法第二十三條第四項の規定による事故時の措置等の報告</u></p> <p>(13) <u>法第二十八條第三項の規定による測定結果の報告の受付</u></p> <p>(14) <u>法第二十八條第四項の規定による測定結果の公表</u></p> <p>(15) <u>法第三十四條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</u></p> <p>(16) <u>法第三十五條第二項の規定による鉱山保安法等の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</u></p> <p>(17) <u>法第三十五條第三項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</u></p> <p>(18) <u>法第三十五條第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付</u></p> <p>(19) <u>法第三十五條第五項の規定による改善命令等をしようとするときの協議</u></p> <p>(20) <u>法第三十六條第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</u></p>				
<p>三十三 広島県環境の保全に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの</p> <p>(1)～(39) (略)</p>	<p>市町((1)から(17)まで、(28)から(31)まで、(34)、(35)、(37)並びに(39)(一)及び(二)に掲げるものについては<u>広島市、呉市、福山市及び三次市(呉市にあっては、(1)から(5)まで、(34)及び(39)(一)に掲げるものについては工場に係るもの並びに(37)に掲げるものについては工場に係る条例第九十一条の規定に違反している者に対するもの及び条例第九十三条の規定に違反している者に対するものを、三次市にあっては、(11)から(17)まで及び(28)から(31)までに掲げるものを除く。)</u>に限るものとし、(18)から(23)まで及び</p>			<p>市町(1)から17まで、(28)から(31)まで、(34)、(35)、(37)並びに(39)(一)及び(二)に掲げるものについては<u>広島市、呉市及び福山市(呉市にあっては、(1)から(5)まで、(34)及び(39)(一)に掲げるものについては工場に係るもの並びに(37)に掲げるものについては工場に係る条例第九十一条の規定に違反している者に対するもの及び条例第九十三条の規定に違反している者に対するものを除く。)</u>に限るものとし、(18)から(23)まで及び(39)(三)に掲げるものについて</p>

	<p>(39)(三)に掲げるものについては条例第六条第一項の規定により指定された地域を有する市町に限るものとし、(36)に掲げるものについては、<u>広島市、福山市及び三次市に限る。</u>)</p>		<p>は条例第六条第一項の規定により指定された地域を有する市町に限るものとし、(36)に掲げるものについては、<u>広島市及び福山市に限る。</u>)</p>
<p>三十六 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(17)、(18)、(20)及び(24)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(6)及び(7)、第四号の三(3)から(5)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第八号の三(80)、第八号の四(5)及び(10)、第八号の五(3)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号(2)及び(8)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の六(10)、(12)、(14)及び(25)から(28)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(14)、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(28)、(29)、(35)、(36)、(40)、(41)及び(44)、第十四号(6)、第十四号の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十四号の四(5)、<u>第十五号(4)、第十五号の二(4)、第十五号の三(6)、(7)及び(9)、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)及び(22)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、<u>第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(18)、(19)、(22)及び(23)、第十八号(29)、第十九号(4)、第十九号の二(2)、(3)、(46)、(47)、(50)、(60)、(61)、(62)、(66)、(67)、(70)、(73)、(74)、(81)及び(82)、第十九号の四(4)、第二十号(6)及び(8)、第二十号の二(11)、(12)、(14)及び(33)、<u>第二十号の三(5)、(9)、(10)及び(13)から(16)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の三(6)、(12)、(13)、(36)、(37)及び(38)、第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、<u>第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)並びに第二十九号の三(5)</u></u></u></u></p>	<p>市町(当該市町が行う処分に係るものに限る。)</p>	<p>三十六 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(17)、(18)、(20)及び(24)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(6)及び(7)、第四号の三(3)から(5)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第八号の三(80)、第八号の四(5)及び(10)、第八号の五(3)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号(2)及び(8)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の六(10)、(12)、(14)及び(25)から(28)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)(勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(14)、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(28)、(29)、(35)、(36)、(40)、(41)及び(44)、第十四号(6)、第十四号の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十四号の四(5)、<u>第十四号の五(6)</u>、第十五号(4)、第十五号の二(4)、第十五号の三(6)、(7)及び(9)、第十六号の二(11)から(14)まで及び(20)、第十六号の三(14)、(15)、(17)及び(22)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、<u>第十八号(29)、第十九号(4)、第十九号の二(2)、(3)、(46)、(47)、(50)、(60)、(61)、(62)、(66)、(67)、(70)、(73)、(74)、(81)及び(82)、第十九号の四(4)、第二十号(6)及び(8)、第二十号の二(11)、(12)、(14)及び(33)、<u>第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の三(6)、(12)、(13)、(36)、(37)及び(38)、第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、<u>第二十三号の二(3)並びに第二十九号の三(5)</u></u></u></p>	<p>市町(当該市町が行う処分に係るものに限る。)</p>

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)

第三条 (略)

<p>十八の三 大気汚染防止法(_____以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略</p>	<p>竹原市</p>	<p>十八の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項並びに第十八条の七第一項の規定による届出の受付 (2) 法第十条第二項(第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮 (3) 法第十七条第二項の規定による事故時における通報の受付</p>	<p>竹原市及び三次市</p>
<p>二十二の二 水質汚濁防止法(_____以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(2) 略</p>	<p>竹原市</p>	<p>二十二の二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定による届出の受付 (2) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市及び三次市(三次市にあつては、(1)に掲げるものについては法第六条第二項及び第三項並びに第十四条第三項の規定による届出の受付を除く。)</p>
<p></p>	<p>竹原市</p>	<p>二十二の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第三条第三項(第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。)及び第六条の二第二項の規定による届出の受付</p>	<p>竹原市及び三次市</p>
<p>二十五の二 ダイオキシン類対策特別措置法 _____ _____以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p>	<p>竹原市</p>	<p>二十五の二 ダイオキシン類対策特別措置法 (平成十一年法律第百五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十八条並びに第十九条第三項の規定による届出の受付 (2) 法第十七条第二項の規定による実施の制限時間の短縮 (3) 法第二十三条第二項の規定による事故時における通報の受付</p>	<p>竹原市及び三次市</p>
<p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(_____ _____以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p>	<p>竹原市</p>	<p>二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十三条(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)、第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第三十条並びに第三十一条第三項の規定による届出の受付 (2) 条例第十二条第二項及び第二十九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮 (3) 条例第九十一条第二項及び第九十二条第二項の規定による報告の受付</p>	<p>竹原市及び三次市</p>

